

平成28年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成28年6月20日（月） 午後2時00分 開議

- | | | |
|-------|-------|-------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第6号 | 財産の取得について |
| 日程第2 | 請願第1号 | T P P協定を国会で批准しないことを求める請願 |
| 日程第3 | 請願第2号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書 |
| 日程第4 | 請願第3号 | 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書 |
| 日程第5 | 請願第4号 | 九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書の提出を求める請願 |
| 日程第6 | 陳情第5号 | T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書 |
| 日程第7 | 陳情第6号 | 国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書 |
| 日程第8 | 発議第1号 | T P P協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について |
| 日程第9 | 発議第2号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について |
| 日程第10 | 発議第3号 | 国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について |
| 日程第11 | 発議第4号 | 九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書の提出について |
| 日程第12 | | 委員会の閉会中の継続調査について |

平成28年6月中川村議会定例会議事日程（第3号追加）

平成28年6月20日（月） 午後2時00分 開議

追加日程第1 発議第5号 消費税率10%への増税中止を求める意見書の提出について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	湯澤賢一
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成28年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成28年6月20日 午後2時00分 開議

- 事務局長 　　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議　　長 　　ご参集ご苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。
- 日程第1 議案第6号 財産の取得について
- を議題とします。
- 朗読願います。
- 事務局長 　　朗読
- 議　　長 　　提案理由の説明を求めます。
- 総務課長 　　議案第6号について提案説明いたします。
- 提案理由は、中川村村営巡回バス車両を取得するため中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により本案を提出するものであります。
- 現在、村営巡回バスの南回り線で使用しているマクロバスについては、平成19年に購入し、巡回バスとして、また、役場や学校関係の輸送に使用してきておりますが、10年間使用し続けていることもありまして老朽化してきていること、また、四輪駆動でないことなどから冬季の安全対策も考慮して四輪駆動車への更新を行い、バス輸送に万全を図るものであります。
- 29人乗りマイクロバスで四輪駆動機能を備える車種は1つしかないということでありまして、見積入札により取得したいので、ここに提案するものであります。
- 1、取得する財産 車両1台
- 取得の目的 中川村村営巡回バス
- 取得の方法 見積入札
- 取得価格 994万4,090円
- 取得の相手方 飯田市鼎下山1411番地 三菱ふそうトラック・バス株式会社 甲信ふそう飯田支店 支店長 小平彰
- 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議　　長 　　説明を終わりました。
- これから質疑を行います。
- 6　　番 (柳生 仁) 前のバスが10年を経過したんで、安全のためにも、また四駆でなかったんでってということで、新しいバスを購入いただきまして、本当に村民の命を守るには大事なことかと思っておりますけども、バスのカラーですけども、最近、市町村によっては、なかなかわくわくするようなカラーでバスを運行する事例がありますけど

も、当村のバスは非常にシンプルで落ち着いたカラーでありますけども、そういったわくわくしたカラーのようなバスになるか、ならないか、また、してもらえないか伺います。

○総務課長 先ほども申し上げましたが、車種が限定をされているということでありまして、ボディの色についても何種類かしかないということでもありますので、その中から最も好ましいものを選定していきたいというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) もちろん、カラーはオプションでありますので、購入した後でも結構ですけれども、そういった、せっかく美しい村を走るバスでありますので、そういったことを今後検討いただけるかどうか、お願いします。

○副 村 長 今お話のとおり、過去にもバスの購入等をしてきております。カラーの着色等も検討したんですけれども、何分費用が高額になりまして、その分は、やはり通常の運行とか安全のほうへ回すべきだろうということで、一般的に販売をしているカラーにとどめているということをございまして、将来にわたってその分の負担をどうするかということも含めますとなかなか難しいのかなあというふうに考えております。ですので、村のバスについては、着色をしたものではなくて、一般的なものということで今後もいくほうが費用的にもいいのではないかなあというふうに思っております。

○議 長 ほかに。

○7 番 (小池 厚) すみません。ちなみにですね、現在、平成19年購入のマイクロバスですが、何人乗りかっているのをちょっと聞かなかったんで、ちょっと教えていただけますか。

○総務課長 現在のバスの定員ですよ？29人です。

○7 番 (小池 厚) 同じです？

○総務課長 はい。同じです。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第2 請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託をしてあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

それでは審査結果を報告申し上げます。

去る6月14日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、去る6月16日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は次のとおりです。

TPP、環太平洋経済連携協定は、重要5品目の3割の関税を撤廃するほか、米の輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなどの大幅な譲歩を行おうとしています。加えて、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しており、本県の農業生産にとって重大な影響が懸念されます。

安倍政権は、TPPの今国会での承認を見送らざるを得なかったものの、参議院選挙後の臨時国会での早期承認を狙っています。

今国会のわずかな審議の中からも①TPP協定には関税の撤廃、削減をしない除外規定が一切存在しないこと、②付属書で日本だけが農産物輸入大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務づけられていること、③一切手をつけさせなかったという155の細目も品目で見れば無傷のものはただの一つもないという事実を石原TPP担当大臣の担当相と森山農相は認めざるを得ませんでした。これらの内容が農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする、2013年4月18・19日、衆参農林水産委員会とした国会決議に違反することは明らかです。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

賛成意見であります、「アメリカで決まっていなかったものを日本が先走ってやるのは変。」「国で隠された部分が多い。」「現時点で十分議論されていない。」「国の決議で脱退も辞さないと言っている。」「大多数が兼業農家でやっていけない。」など。

反対意見として「今国会で十分審議されていない。」「廃案に対する対応策が見えてこない。」「具体的な農業に対する対策がほしい。」

以上、慎重なご審議をお願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

- この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 賛成多数です。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。
- 日程第3 請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書を議題とします。
- 本件は厚生文教委員会に付託をしてあります。
- 厚生文教委員長から審査の結果の報告を求めます。
- 厚生文教委員長 それでは報告いたします。
- 6月14日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました請願、受理番号2号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書についての審査を6月16日、役場第1委員会室におきまして、委員4名出席のもと慎重に実施いたしました。
- 審査の結果は採択です。
- この請願の趣旨は、教育の機会均等とその水準の維持、向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することにあります。
- 審査の過程で出された内容について報告いたします。
- 「6人に1人が貧困だと言われている中で、義務教育費は基本的に国がすべてにおいて責任を持つべきである。」「連続して提出されるということは、相当に問題点があると思う。国に対して求めていくべきである。」「教育の機会均等が保障されたが、費用の負担割合が3分の1になったことによる差が生じるようなことがあってはならない。」以上のような内容が出されました。
- ご審議のほどよろしく願いをいたします。
- 議長 委員長報告を終わりました。
- これから質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 討論なしと認めます。
- これから採決を行います。
- この請願に対する委員長報告は採択です。
- この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。
- 日程第4 請願第3号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を

求める請願書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託をしてあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長

それでは報告いたします。

6月14日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました請願、受理番号3号、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書についての審査を6月16日、役場第1委員会室におきまして、委員4名出席のもと慎重に実施いたしました。

審査の結果は採択です。

この請願の趣旨は、どの子にも行き届いた教育をするために国の責任による30人以下学級の計画的推進と教育予算の増額を求めるというものであります。

審査の過程で出された内容について報告いたします。

「小学校で本来維持されるはずの専科教員が配置されなかったり学級増に伴う教員の増を臨時的任用教員の配置で対応せざるを得ないなど、課題が多い。」「子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細かな対応を可能にするには少人数学級は欠かせない。」「長野県は35人学級になっているが、国からの割り当てに対して県が財政的負担を強いられている。これは国の責任で行うべき。」というようなことが出されました。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第5 請願第4号 九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書の提出を求める請願

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託をしてあります。

○総務経済委員長

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

それでは報告いたします。

去る6月14日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました請願4号 九州電力川内原子力発電所の即時停止を求める意見書の提出を求める請願、去る6月16日、役場第1委員会室において、委員全員出席のもと、中塚紹介議員の説明を受け、慎重に審査いたしました。

審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は次のとおりです。

2016年4月14日発生した熊本地震は、今までの地震予知技術の想定を超えた様相を呈しています。16日の未明の余震は阪神淡路大震災と同規模のマグニチュード7.3を示すなど、現在も余震が続いています。気象庁や専門家もいつ収束するのか判断できないと報道されています。このような中、昨年8月に再稼働した九州電力川内原子力発電所は運転が継続されたままです。川内原子力発電所は震源とされる日奈久断層帯のすぐ南にあり、地域住民は不安と緊張を高めています。今後もさらに地震が拡大するおそれが十分にあり、突然の地震で大変な苦境にある被災者に対して原発事故による放射能の追い打ちをかけるようなことは万が一にもあってはなりません。原発事故は、5年前の福島第一原発事故の経験からも現在の科学技術では対応できないことは明白です。よって、危険と隣り合わせの川内原子力発電所の運転は即時停止すべきと考えます。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

賛成意見として「住民に対して説明すべき。」「まずはとめるべき。」「理論的に説明すべき。」「NHKが民法の放送に対して住民を煽るような報道はおかしいと言うべきでない。」「福島では5年たった今でも、いまだ9万人以上の方たちが避難している。」「核のごみの処理の解体ができていない。」「活断層はどこにあるかわからない。」

反対意見として「国の安全委員会で認められている。」「原発に頼らない方向には賛成だが、民進党ではあと30年後の原発廃止を打ち出している。」「日本中の原発を考えるべき。」

以上、慎重なご審議をお願いいたします。

議長、発言の修正をお願いします。

ただいま「せんない」原発って発言しましたが、「せんだい」原発ということで発言の修正をお願いします。

○議長

わかりました。

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番

(高橋 昭夫) この陳情につきましては、いろいろな情報が出ておりますのでわからない点が多いわけでありますが、私は、原発は、今お話がありましたように、随時なくすというのが私の考えであります、即時停止というのは、慎重さというか、冷

静な判断が必要ではないかというのが考え方であります。

そこで、この川内原発というのは、熊本地震、これは4月14日にありましたけれども、それより前の4月6日のときに鹿児島県の住民が即時反対をとということで福岡高裁に申し出ましたけれども、裁判所宮崎支部は却下をしております。そして、その後、熊本地震、この地震があったわけでありましてけれども、地域の備えを定めた新規制基準ですけれども、大変厳しい基準ですが、それと原子力規制委員会の審査の中では不合理的な点はない、安全を確保するために極めて高度の合理性を有するとして住民側の主張を退けると、こういう結果がありました。こうした点は今回の委員会の審査の中において審議をされたのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○総務経済委員長 今指示がありました裁判で認められたということの審議はしておりません。

○議長 長 いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○5番 (中塚礼次郎) 私は賛成の立場で討論をいたします。

地震の起きる確率が7.6%と言われていた九州を襲った震度7.3の地震、いつ収束するか判断もできない余震が現在も続いております。先日も震度5の地震も起きており、5月の6日から7日にかけて薩摩半島西方沖を震源地として川内原発の海岸沖で連続して発生をしています。この海底を通る活断層の延長上に川内原発があり、住民の不安が現実のものになるのではと大変心配をされております。

また、熊本地震震源の日奈久断層帯の延長上にあり、火山地震に詳しい鹿児島大学の井村隆介准教授によると、中部九州にはもともと個々の断層帯以外に別府島原地溝という九州を南北に割いている構造があることがわかっており、今、その中でも地震が起こってしまっていると、一つ一つの断層帯でなく、九州全体で大きな地殻変動が実際に進行していると考えたほうが良いと思うと、こう述べています。

熊本地震では高速道路、空港、新幹線、国道、一般道路が全く機能しない状態となりました。川内原発に事故が起きた場合の避難先が熊本県であったり、住民の避難経路は完全に断たれた状態が続きました。原発稼働の最低条件である避難計画は完全に破綻しているわけで、住民の安全・安心をまず第一に、川内原発の即時停止を求めて賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- [賛成者挙手]
- 議長 賛成多数です。したがって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。
- 日程第6 陳情第5号 TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書を議題とします。
- 本件は総務経済委員会に付託をしてあります。
- 総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
- 総務経済委員長 それでは報告いたします。
- 去る6月14日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第5号 TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書について、6月16日、役場第1委員会室において、委員全員の出席のもと慎重に審査しました。
- 審査の結果、賛成多数で趣旨採択とすべきものと決しました。
- 請願の趣旨は次のとおりです。
- TPPは、農業のみならず国民の食と命と暮らしに大きな影響を及ぼし、国家主権をも揺るがしかねない極めて重大な問題です。
- 長野県JAグループは、政府がTPP交渉に参加して以降、2年半以上にわたって集大会等の開催や要請活動を通じてTPPに関する情報開示の徹底と国会の決議の実現を強く求める運動を展開してまいりました。
- しかしながら、TPP交渉は、昨年10月の大筋合意では、農林水産物の約8割、重要品目の約3割が関税撤廃されました。
- また、公表された政府試算によると、国内対策を講じても農林水産物の生産額は1,300億円～2,100億円減少をする見込みであり、これは我々が求めてきた国会の決議を大きく逸脱しており、断じて容認することはできません。
- さらには、衆議院TPP特別委員会において交渉経過や合意内容が議論されましたが、政府は保守義務契約を理由に情報開示を拒んでいます。
- 国会承認と関連法案の審議は一向に深まることはなく、秋の臨時国会に持ち越され、TPPに対する国民の不安は増すばかりです。
- 審査の過程で出された意見は次のとおりです。
- 主旨採択の意見として「JAがもう少し強く主張してほしい。」「今の時期において、国会決議に反対してきたのもかかわらず案に妥協はおかしい。」「趣旨はよく理解できるが、説明不足。」「農業をやりたくない声がある。」「JAは強く出てほしい。」
- 賛成意見でございますが、「情報開示の徹底、十分な審議を行い、次の手立てをするべき。」「若い人たちの農業を継いでいく人たちが少ない。その部分を変えていくということが大事。」
- 以上、慎重なご審議をお願いします。
- 議長 委員長報告を終わりました。

- これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。
この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 全員賛成です。したがって、陳情第5号は趣旨採択とすることに決定をしました。
日程第7 陳情第6号 国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書を議題とします。
- 厚生文教委員長 本件は厚生文教委員会に付託をしてあります。
厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。
それでは報告いたします。
6月14日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号6号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書についての審査を6月16日、役場第1委員会室におきまして、委員4名出席のもと慎重に実施しました。
審査の結果は不採択です。
この陳情の趣旨は、消費税は最悪の大衆課税であり、富の再分配に逆行する不公平税制である、勤労者の収入が減少しつつある中、消費税10%への増税の中止を求めるとするものであります。
審査の過程で出された内容について報告いたします。
「長期的な視点に立って考えれば、消費税は必要である。」「大企業への莫大な援助ということには抵抗がある。」「状況を見て考えていく必要があるのでは。」「高負担高福祉を求めるのか、低負担高福祉はあり得るのか。」「社会保障費は今後増えるばかりであるから、後世の若い人たちのことを考えなければいけない。」「消費税増税中止でよいとは思えない。長期的な視点で考えるべき。」「消費増税は景気を悪化させ、格差増大をしてしまう。社会保障についてもよくなるとは思えないし、現在もしかり。根本的に低所得者の負担増となっている。」「法人税減税は大企業優遇である。今後、税収のあり方を検討していく必要があると思う。」以上のような内容が出されました。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議長 委員長報告を終わりました。

- これから質疑を行います。
- 議 長 質疑はありませんか。
- 「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 7 番 (小池 厚) 私は請願に賛成の立場で討論に参加をいたします。
- 税の問題を語るときよく言われるのが、応能負担の原則という言葉があります。これは租税は各人の能力に応じて平等に負担されるべきという租税立法上の原則であります。この考えは、憲法第13条 個人の尊重、幸福追求権及び公共の福祉、第14条法のもとでの平等、生存権の保障、第29条 財産権の保障から導かれる負担公平の原則であります。しかるに、消費税は、その逆進性から言って、この原則の全く逆のものです。
- 安倍内閣になってアベノミクスで一時的に景気は上向いたかに見えましたが、大企業の収益は増えても中小企業のほうまで回っては来ませんでした。
- また、消費者サイドでも地方でも、いまだその効果は表れてきておりません。
- 5%から8%に上がったことで消費動向は慎重になってしまい、結果として景気の好循環にはなっておりません。
- ここでさらに消費税を10%に上げるというのは、さらに消費動向を押し下げることになり、国内経済の一番の支え手である消費者にとっては何のための消費税のアップか理解できないことは明らかであります。
- 税と社会保障の一体改革とは言いながら、その一方で国際競争力の確保のためにとって大企業に大幅な減税をしているのはどうしても納得できません。10%に上げる前に、大企業の社会的責任を果たすように、逆に応分の法人税の引き上げをこそ検討すべきであります。
- 以上から消費税の10%引き上げに対する本請願に賛成をするものであります。
- 議 長 小池議員、2点、訂正を確認します。
- 最初、質問のときに討論と出ましたが、この関係については取り消しをしますか。
- 7 番 (小池 厚) はい。お願いします。
- 議 長 それから、もう1点、陳情書、陳情の議題ですけど、請願ということが2回出ましたが、これを陳情ということに訂正をしてよろしいですか。
- 7 番 (小池 厚) はい。すみません。失礼をいたしました。訂正をしてください。
- 議 長 はい。
- ほかに討論ありませんか。
- 5 番 (中塚礼次郎) 私は、消費税10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書議案に賛成の討論を行います。
- 消費税の増税は、必ず消費を冷え込ませ、景気を悪化させます。消費税は低所得者ほど負担が重く、その増税は格差を一層拡大し、日本経済の歪みをさらに広げます。
- 社会保障のためと言って増税をしましたが、社会保障は悪くなるばかりでした。

消費税を先送りしても、それを実施すれば同じ誤りを繰り返すだけです。

安倍首相は、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すと言明し、大企業を応援し、大企業がもうかれれば、いずれ家計に回ってくると言ってきました。

しかし、大企業は3年連続で史上最高の利益を上げましたが、働く人の実質賃金は5年連続でマイナスです。5%も下落し、年収400万円程度の労働者だと20万円もの目減りであります。

8%への増税後、日本経済の6割を占める個人消費は冷え込みを続けています。5月に発表されたGDP、国内総生産統計で2014年、15年と2年連続でマイナスとなりました。2年連続のマイナスは戦後初めての異常事態であります。

アベノミクスは大企業と大株主に莫大な利益をもたらしました。大企業の内部留保は300兆円も超えました。株価の上昇で200人を超える大株主が資産を3年間で100億円以上も増やしました。

アメリカのフォーブス誌が集計した日本の富裕層上位40人の資産の総額は、この4年間で7.2兆円から15.4兆円へと2倍以上に増えました。

その一方で、金融資産ゼロの世帯は3年連続で470万世帯も増えました。全世帯の35%と過去最高になりました。これは日銀のアンケート調査からの推計であります。

私は、税金は所得や資産など負担能力に応じた原則に立った公正で民主的な税制の改革を進めるべきと考えます。よって、以上、賛成の討論といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

陳情第6号 国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書を採択することに賛成の方は〔委員長報告に賛成ですか〕と呼ぶ者あり) 本案に対する採択を最初に不採択の場合は行いますので、今申し上げましたように、この陳情、原案に対する、陳情書を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成多数です。したがって、陳情第6号は採択することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は2時55分とします。

〔午後2時43分 休憩〕

〔午後2時53分 再開〕

○議長 長 会議を再開します。

日程第8 発議第1号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

- 議 長 主旨説明を求めます。
- 8 番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して報告いたします。
- TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書
- TPP、環太平洋経済連携協定は、重要5品目の3割の関税を撤廃するほか、米の輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなどの大幅な譲歩を行おうとしています。加えて、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しており、本県の農業生産にとって重大な影響が懸念されます。
- 安倍政権は、TPPの今国会での承認を見送らざるを得なかったものの、参議院選挙後の臨時国会での早期承認を狙っています。
- 今国会のわずかな審議の中からも、TPP協定には関税の撤廃、削減をしない除外規定が一切存在しないこと、付属書で日本だけが農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務づけられていること、一切手をつけさせなかったという155の細目も品目で見れば無傷のものはただの一つもないという事実を石原TPP担当相と森山農相は認めざるを得ませんでした。これらの内容が農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする2013年4月18、19、衆参農林水産委員会とした国会決議に違反していることは明らかです。
- 以上の趣旨に基づき次の事項について求めます。
- 1、国会決議に違反するTPP承認案を撤回し、関連法案を廃案にすること。
- 以上、よろしくご審議をお願いします。
- 議 長 これから質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
- これから採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議 長 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。
- 日程第9 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
- を議題とします。
- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 趣旨説明を求めます。

- 5 番 (中塚礼次郎) それでは案文を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。
義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。
しかし、1985年、昭和60年から、政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年、平成18年に三位一体の改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念されています。
そこで、2017年、平成29年度予算平成において、義務教育の水準の維持、向上とその機会均等及び地方財政の安定を図るため次の事項を実現するよう強く要望します。1つ、教育の機会均等とその水準の維持、向上のために必要不可欠な義務教育国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
日程第10 発議第3号 国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
を議題といたします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 趣旨説明を求めます。
- 1 番 (高橋 昭夫) それでは案文を朗読して提案にかえさせていただきます。
2011、平成23年、国会において小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降、順次改定することを検討し、財源

確保に努めると定めた。

しかし、翌年の 2012 年、平成 24 は法改正でなく加配で小学校 2 年生を 35 人学級として、それ以降、国による 35 人学級設置は進んでいない。

長野県では、2013、平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大をし、小中学校全学年で 35 人学級となった。

しかし、義務標準法の裏づけがないため、財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も大きく残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では、少子化が進む中で県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

1、国の責任において計画的に 30 人以下学級を推し進めるために義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 発議第 4 号 九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○7 番

(小池 厚) それでは案文を朗読して提案にかえます。

2016年4月14日に熊本県で震度7を記録した大規模地震による大きな被害が発生し、16日未明の地震は阪神淡路大震災と同規模のマグニチュード7.3を示すなど、現在も余震が続いている。気象庁や専門家もいつ収束するのか判断できないと報道され、今までの地震予知技術の想定を超えた様相を呈している。

被災された地域では、現在も余震が続く不安な中で1万人以上の方が避難生活を余儀なくされ、復興のめども立っていない状況の中、昨年8月に再稼働した九州電力川内原子力発電所は運転が継続されたままである。福島原発の経験から、原子力発電所で事故が発生すれば、人間の手では対処できず、圧倒的な広さに及び避難に大きな混乱を招くことを体験した。特に川内原子力発電所は震源とされる日奈久断層帯のすぐ南にあり、地域住民は不安と緊張を高めている。突然の震災で大変な苦境にある被災者に対して原発事故による放射能の追い打ちをかけるようなことは万が一にもあってはならない。原発事故は、5年前の福島第一原発事故の経験からも現在の科学技術では対応できないことは明白である。

以上の趣旨に基づき次の事項について求めます。

1つ、国の責任において危険と隣り合わせの川内原子力発電所の運転を即時停止すること。

以上、審議よろしく願います。

○議 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

を議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付をしたとおりに申し出がありました。閉会中の継続調査の申し出

がありました。

お諮りします。

本件について、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに対してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

お諮りします。

ただいま鈴木議員ほか3名から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。

発議第5号を日程に追加をし、追加日程第1として議題とすることに決定をしました。

追加日程第1 発議第5号 消費税率10%への増税中止を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○4番 (鈴木 絹子) 案文を朗読して提案とします。

消費税率10%への増税中止を求める意見書

消費税率10%への増税をめぐっては、国内外の経済情勢など諸般の条件から再延期すべきとの意見が広がっています。

しかし、以下の点から消費税増税は延期ではなく中止すべきであると考えます。

①消費税は税本来の富の再配分に逆行する税制です。勤労者の収入が減少しつつある中で国民生活を直撃し、経済格差を拡大させる要因になっています。また、中小業者は消費税の転嫁ができず、無理な納税により経営力が急速に減退しています。

②実態が明らかなように、消費税収とほぼ同額の法人税減税が行われ、しかも本来の消費税収の25%が輸出大企業等への戻し税として還付されています。社会保障は後退に次ぐ後退を続けています。消費税の本質は国民の犠牲による大企業への莫大な援助であることが明らかです。

③自治体歳入の困難から消費税への期待が語られることがありますが、消費税は住民の生活苦、地域経済の疲弊を引き起こしており、自治体にとっては税収減と消費税による歳出増となっており、自治体財政の困難を広げています。

④政府は、税収を上げるためには消費税しかない、大企業や富裕層に課税しようとしても海外に逃れるだけだと言ってきました。その一端が図らずもパナマ文書で暴露され、タックスヘイブン、課税回避地に対する課税問題は喫緊の課題であることが世

界の流れになっています。

したがって、消費税再増税は中止されるよう強く求めます。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村 長 平成28年中川村議会6月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会では、提案申し上げました議案をすべて原案どおりお認めをいただき、まことにありがとうございました。

また、一般質問等において貴重なご意見、ご提言をいただいたことにも御礼を申し上げます。

そして、ただいまはTPPを批准しないことや川内原発の即時停止など重要な意見書の提出が決議されたこと、敬意を表する次第であります。

中川村を美しいまま持続可能にして将来世代に引き継いでいくためには、多くの施策を積み重ね、同時に取り組んでいかなくてはならないと考えております。今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨日、沖縄では元アメリカ海兵隊員の軍属による女性暴行殺人事件に抗議して6万5,000人の人たちが結集する県民大会が開かれ、アメリカ海兵隊の撤退や日米地位協定の抜本的改定を求める決議が採択されました。大会では、21歳の女性が安倍首相と我々本土に住む日本国民に対してあなたたちは第二の加害者であると訴えたそうであります。いつまで見ないふりを続けるのか、私たちは厳しく問いかけられています。しかも、これは沖縄だけの問題ではなく、開会あいさつでも触れたとおり、本土の我々もまた同じいびつな構造に取り込まれているのです。

今朝の信濃毎日新聞1面は、沖縄県民大会の報道の隣に安倍首相がインターネットの討論会で「改憲は参議院選挙の争点にならないが、選挙が終わったら憲法を変えるべく進めていく。」というふう発言したと、そういう記事が掲載されています。今、日本は、我々主権者国民がどういう判断をするのか、大変大きな岐路に立たされてい

ると感じます。

ことしの梅雨は今のところ雨が少ないものの、もうしばらくうっとうしい季節が続きます。梅雨が明ければどんちゃん祭りです。議員各位には、暑いさなか、それぞれ役割を担っていただき感謝申し上げます。そのほかにも地区のお祭りなどあるかと存じますが、この夏をご健勝にて乗り切っていただき、引き続き村民のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げ、定例議会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成 28 年 6 月中川村議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 3 時 2 1 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____